

証券コード 2389
発信日：2024年3月5日
電子提供措置の開始日：2024年3月4日

株 主 各 位

東京都千代田区四番町6番
株式会社デジタルホールディングス
代表取締役社長 野 内 敦

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第30回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

二次元コード



当社ウェブサイト

https://www.digital-holdings.co.jp/ir/stocks_meeting/

また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「デジタルホールディングス」又はコードに当社証券コード「2389」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

二次元コード



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

当日ご出席願えない株主様におかれましては、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに行使いただきますようお願い申し上げます。なお、当社では、第27回定時株主総会以降、株主総会の模様をご覧いただけるようライブ配信をして参りましたが、本株主総会につきましてはライブ配信をいたしませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル
当社5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項 報告事項

1. 第30期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

<株主提案(第3号議案及び第4号議案)>

第3号議案 自己株式の取得の件

第4号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

当社取締役会としては、第3号議案及び第4号議案に反対いたします。

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案及び第2号議案）については「賛」、株主提案（第3号議案及び第4号議案）については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です（詳細は、次々頁をご参照ください。）。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

【お知らせ】

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参ください。
- 代理人の方が議決権を行使される場合、当社定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。代理人がご出席の際には、議決権行使書用紙と共に代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。
- 当社は、招集ご通知及び株主総会参考書類の英訳版を当社ウェブサイト (<https://digital-holdings.co.jp/en/>) に掲載しております。
- 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項並びに修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会は、ご用意できる株主様の座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- 一部役員につきましては、遠隔地からの通信を用いた参加とさせていただきます場合がございます。
- 当日ご出席いただいた株主様へのお土産はございません。

【コメントの受付について】

株主様とのコミュニケーション向上のため、本株主総会に関するご質問（会社法第314条に基づく、ご出席株主様による質問権の行使としてのご質問とは異なるため、以下「コメント」といいます。）を以下の方法により受け付けております。受け付けたコメントにつきましては、株主総会における正式なご発言とはなりません。本株主総会当日にてご紹介・ご回答させていただくことがございます。ご了承のほど、お願い申し上げます。

受付方法：https://digital-holdings.co.jp/contact_ir にコメントを記載して、2024年3月22日（金曜日）午後6時までに送信をお願いいたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスについて

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2024年3月27日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、フィーチャーフォン等一部携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	はち みね のぼる 鉢 嶺 登 (1967年6月22日生)	1991年4月 森ビル(株)入社 1994年3月 (有)デカレッジス(現在の当社)設立 同社 代表取締役社長 2016年6月 UTグループ(株) 社外取締役 2017年3月 ソウルドアウト(株) 取締役 2020年3月 当社 代表取締役会長(現任) 2020年4月 (株)デジタルシフト 代表取締役社長 2021年3月 同社 代表取締役会長 2022年3月 同社 取締役会長(現任)	4,525,200株
<p>【選任理由】 鉢嶺登氏は、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。引き続き当社グループの持続的成長を実現するための事業基盤構築と、中長期的な企業価値向上のために適切な人材であることから、選任しております。</p>			
2	の うち あつし 野 内 敦 (1967年12月21日生)	1991年4月 森ビル(株)入社 1996年10月 (株)オプト(現在の当社)入社 1999年3月 同社 取締役 2015年2月 (株)オプトベンチャーズ(現Bonds Investment Group(株)) 代表取締役 (現任) 2017年3月 当社 取締役副社長グループCOO 2020年3月 当社 代表取締役社長グループCEO(現任)	1,285,800株
<p>【選任理由】 野内敦氏は、当社グループ業務全般に精通し、強力なリーダーシップと決断力・実行力により、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。引き続き当社グループの持続的成長を実現するための事業基盤構築と、中長期的な企業価値向上のために適切な人材であることから、選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	かな ざわ だい すけ 金澤大輔 (1980年9月4日生)	2005年9月 ㈱オプト (現在の当社) 入社 2008年1月 同社 営業部部長 2013年4月 同社 執行役員 2015年4月 ㈱オプト 代表取締役社長CEO 2017年4月 当社 上席執行役員 2019年4月 当社 グループ執行役員 2020年4月 ㈱オプトデジタル (現㈱リテイギ) 取締役 役 (現任) 2020年10月 ㈱RePharmacy 取締役 2021年3月 当社 取締役グループCOO (現任)	34,100株
【選任理由】 金澤大輔氏は、2005年の入社以来、一貫してマーケティング領域に携わり、㈱オプトの代表取締役、当社グループ執行役員としての活躍をはじめ、強力なリーダーシップと決断力・実行力によって、長年にわたり当社グループの主要領域の業務執行を牽引してまいりました。引き続き当社グループが企業価値1兆円を目指すために適切な人材であることから、選任しております。			
4	みず たに とも ゆき 水谷智之 (1964年8月16日生)	1988年4月 ㈱リクルート (現㈱リクルートホールディングス) 入社 1997年4月 『テックビーイング』 編集長 2001年4月 『リクルートナビキャリア (現「リクナビNEXT」)』 編集長 2002年4月 『ビーイング (関東版)』 編集長 2004年4月 同社 執行役員 (HRディビジョン担当) 2006年4月 ㈱リクルートHRマーケティング (現㈱リクルートジョブズ) 代表取締役 2007年4月 ㈱リクルート (現㈱リクルートホールディングス) 取締役 執行役員 (人事・総務・コーポレートコミュニケーション担当) 2011年4月 ㈱リクルートエージェント 代表取締役社長 2012年10月 ㈱リクルートキャリア 初代表取締役社長 2015年4月 ㈱リクルートホールディングス 顧問 2016年4月 一般社団法人日本人材紹介業協会 顧問 (現任) 2017年3月 当社 社外取締役 (現任)	10,000株
【選任理由及び期待される役割の概要】 水谷智之氏は、㈱リクルート (現㈱リクルートホールディングス) にて主に人材ビジネス領域に携わり、同社人事担当取締役執行役員、㈱リクルートキャリアの初代表取締役社長を経る等の企業経営者としての活躍をはじめ、社外では社会起業家育成に携わる等人材と社会貢献をテーマに幅広く活動し豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	やなぎ さわ こう じ 柳 澤 孝 旨 (1971年5月19日生)	1995年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 1999年5月 ㈱NTTデータ経営研究所入社 2005年5月 みずほ証券㈱入社 2006年2月 ㈱スタートトゥデイ(現㈱ZOZO) 常勤監査役 2008年6月 同社 取締役経営管理本部長 2009年4月 同社 取締役CFO 2015年12月 ㈱コロプラ 社外取締役(現任) 2017年4月 ㈱スタートトゥデイ(現㈱ZOZO) 取締役副社長兼CFO(現任) 2020年3月 当社 社外取締役(現任)	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>柳澤孝旨氏は、成長企業におけるCFO経験をはじめ、経理、財務、IR、法務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。</p>			
6	おぎ の やす ひろ 荻 野 泰 弘 (1973年9月29日生)	2005年8月 ㈱マクロミル入社 2008年1月 同社 執行役員(財務経理本部担当) 2008年6月 ジェイマジック㈱入社 2008年12月 同社 取締役CFO経営管理本部長 2009年12月 ㈱ミクシィ入社 2011年11月 同社 経営推進本部長 2012年2月 同社 執行役員 2012年6月 同社 取締役 2017年5月 ㈱スマートヘルス 代表取締役 2018年4月 ㈱ミクシィ 執行役員 2020年3月 当社 社外取締役(現任) 2020年4月 ㈱オクト(現㈱アンドパッド) 取締役CFO(現任)	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>荻野泰弘氏は、成長企業におけるCFO経験をはじめ、事業開発、M&A等を中心に経営管理全般の豊富な見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	ときおか まりこ 時岡 真理子 (1979年7月29日生)	2002年10月 日本オラクル(株)入社 2010年12月 Quipper Limited Co-founder & COO 2013年10月 East Meet East, Inc. Founder & CEO (現任) 2019年6月 アステリア(株) 社外取締役 (現任) 2022年3月 当社 社外取締役 (現任)	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>時岡真理子氏は、米国に拠点を置くIT企業の創業者兼CEOであり、SaaS分野での起業経験やグローバル事業経営、ダイバーシティ経営等、豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏及び時岡真理子氏は、社外取締役候補者です。
3. 水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏及び時岡真理子氏は、現在当社の社外取締役ですが、水谷智之氏の在任期間は本株主総会終結の時をもって7年、柳澤孝旨氏及び荻野泰弘氏は4年、時岡真理子氏は2年となります。
4. 水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏及び時岡真理子氏が再任された場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び管理職従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員です。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反等の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者の取締役選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏及び時岡真理子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、再任が承認された場合は、引き続きそれぞれ独立役員とする予定です。
7. 鉢嶺登氏の所有する当社株式数は、同氏の資産管理会社であるHIBC(株)による所有株式4,520,200株を含んでおります。
8. 野内敦氏の所有する当社株式数は、同氏の資産管理会社である(株)タイム・アンド・スペースによる所有株式400,800株を含んでおります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査等委員である取締役を1名減員の3名体制とし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	おか べ ゆ き 紀 岡部友紀 (1973年5月5日生)	1992年4月 ㈱大分銀行入行 1998年3月 高橋税務会計事務所入所 2002年10月 中央青山監査法人入所 2007年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年10月 岡部友紀公認会計士・FP事務所開設 2016年6月 ㈱fonfun 常勤監査役 2018年7月 ㈱オルトプラス 常勤監査役 2020年3月 当社 社外取締役監査等委員〈現任〉 2021年3月 ソウルドアウト㈱ 監査役 2021年3月 ㈱デジタルシフト 監査役〈現任〉 2021年3月 Bonds Investment Group㈱ 監査役 2022年3月 ㈱オプト 監査役〈現任〉 2022年3月 ㈱リテイジ 監査役〈現任〉 2022年3月 ㈱RePharmacy 監査役	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>岡部友紀氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数の上場会社において監査役の経験を有しており、客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できることから、選任しております。</p>			
2	かぎ ざき りょう いち 鍵崎亮一 (1974年8月1日生)	2002年10月 牛島総合法律事務所入所 2012年1月 ㈱LIXIL入社 2017年10月 LINE㈱（現LINEヤフー㈱）入社 2019年1月 三浦法律事務所入所〈現任〉 2022年3月 当社 社外取締役監査等委員〈現任〉	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>鍵崎亮一氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、議案審議等に必要意見・提言等が期待できるため、選任しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	※ やま うち かず ひで 山 内 一 英 (1960年10月19日生)	1983年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2011年6月 三菱UFJリース㈱(現三菱HCキャピタル ㈱) 入社 2012年7月 同社 理事 2013年5月 Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd. (現Bangkok Mitsubishi HC Capital Co., Ltd.) 社長 2013年6月 三菱UFJリース㈱(現三菱HCキャピタル ㈱) 執行役員 2015年6月 同社 常勤監査役 2018年6月 同社 特命顧問 三菱オートリース㈱ 常勤監査役 三菱オートリース・ホールディング㈱ (現三菱オートリース㈱) 常勤監査役 2023年7月 三菱HCキャピタル㈱ 非常勤顧問 2023年9月 ㈱FPG 顧問 2023年12月 同社 社外監査役〈現任〉	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山内一英氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数社において監査役を経験しており、専門的、客観的な観点から議案審議等に必要な意見・提言等が期待できることから、新たに選任しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
3. 岡部友紀氏、鍵崎亮一氏及び山内一英氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岡部友紀氏及び鍵崎亮一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。岡部友紀氏の在任期間は本株主総会終結の時をもって4年、鍵崎亮一氏は2年となります。
5. 岡部友紀氏は、当社子会社である㈱オプト、㈱デジタルシフト及び㈱リテイギの監査役であります。
6. 岡部友紀氏及び鍵崎亮一氏が再任された場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ継続する予定であります。また、山内一英氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、管理職従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員です。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反等の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者の監査等委員である取締役選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 岡部友紀氏及び鍵崎亮一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、再任が承認された場合は、引き続きそれぞれ独立役員とする予定であります。また、山内一英氏につきましても同様の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

＜株主提案(第3号議案及び第4号議案)＞

第3号議案及び第4号議案は、株主であるLIM JAPAN EVENT MASTER FUND（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下、提案株主から提出された株主提案権行使に関する書面の議案の要領及び提案の理由の内容を原文のまま掲載し、続けて、株主提案に対する当社取締役会の意見を記載しております。

第3号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数470万株、取得価格の総額57億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の少数株主は、我慢を強いられてきた。ここ数年の当社は、事業転換が暗礁に乗り上げる一方で、後述する過剰資本の構図にメスを入れなかったため、株価純資産倍率（PBR）が解散価値である1倍を割り込み続けた。しかも、非主力（ノンコア）である金融投資事業などが抱える運用資産と非支配株主持分を勘案した、主力（コア）事業の実質的な企業価値（EV）がマイナスとなる水準まで株価が低下する場面があった。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社が買収された場合、事業がタダで手に入るうえに、お釣りが返ってくる異常なバリュエーションを意味し、プライム市場上場企業の資格は無論のこと、上場している意義自体に疑問符が突き付けられている。

当社株式に対する極端な低評価は、キャピタル・アロケーション（資本の再配分）を無視して、資本効率の悪化を招く多額の現預金や運用資金を温存し、それらに対応する過剰資本を放置した結果である。実際のところ、当社は2023年9月末時点で、現預金179億円、営業投資有価証券63億円、投資有価証券82億円を連結貸借対照表に計上し、その総額は約325億円と2024年1月12日時点の時価総額211億円の約1.5倍にも達している。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善

に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的にPBRが1倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとした。

対応して、当社は2023年11月に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」としたリリースを開示し、配当方針などを見直したが、資本コストの上昇と自己資本利益率（ROE）の過小評価をもたらす、事業のリスク・リターンに比して高い自己資本比率の将来像が不透明である。最適な資本構成に関する議論を欠き、ROE目標も掲げていない。

当社の非支配株主持分を加味した自己資本比率は2023年9月末で約70%と過去最高水準にあり、当社が導入した株主資本配当率（DOE）は「焼け石に水」と言わざるを得ない。時価総額に対して不釣り合いに大きい運用資産や過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化し、EVマイナスに陥る可能性も高い。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、現預金や本業に資さない運用資産が時価総額の100%超あるため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の20%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

【第3号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、第3号議案に反対いたします。

当社では、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、2020年12月期の「変革元年」及び2021年12月期から2023年12月期までの「DSイノベーション2023」と題した期間には、機動的かつ柔軟な株主還元施策方針に基づいて、2020年度に約10億円、2021年度に約20億円、2022年度には約50億円の自己株式の取得をそれぞれ実施しております。また、2023年11月30日には、自己株式の全て（消却前発行済株式総数に対する割合26.7%）の消却も実施しており、株主還元の拡充及び資本効率の向上を図っております。自己株式の取得は、当期以降の3か年においても、当社株式の取引状況及び株価、財務状況、投資計画等を踏まえながら、適切な時期及び金額について、機動的かつ柔軟に検討してまいります。

また、当社は、2023年11月7日に開示いたしました「配当方針の変更に関するお知らせ」のとおり、「のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向20%」を目標とする配当方針を変更して、新たに、DOE（株主資本配当率）を配当額の決定の方針に加えることとし、2023年12月期から2026年12月期までの4年間は原則として、「のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向20%又はDOE 3%のいずれか大きい金額」の採用を目標としております。2023年12月期の配当は、業績結果に鑑みて配当方針の「DOE 3%」を適用し、1株当たり45円の配当金とさせていただき、これに創業30周年記念配当（特別配当）の1株当たり30円を加算した結果、1株当たり75円の配当金となり、2022年12月期の1株当たり67円の配当金を上回りました。

当社の資本コストや株価に関して、ROEは株主資本コストを、ROICはWACCをそれぞれ恒常的に下回り、PBRが1倍を割る状況にあるため、当社取締役会は、このような現状を踏まえてPBR等の改善に向けた対応に係る基本方針を決議いたしました。その詳細は、2023年11月7日に開示いたしました「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」のとおりですが、上記の状況は、「変革期における事業収益力の低下」及び「変革が業績結果として出せていないことによる将来への期待不足」が主な要因であると認識しており、その上で、当社の持続的な成長性について、投資家の皆さまに十分示せていないことが、現状の資本収益性・市場評価の低い主要因であると分析しております。そのため、当社の企業価値向上（PBR 1倍超等）に向けて、安定的かつ持続的なROEの向上と中長期的な価値創造ストーリーに基づいた施策を計画的に実施することが必要であると考えており、具体的には、「事業ポートフォリオの再整理」、「キャピタルアロケーションの再整理」及び「IR・未財務戦略強化」に取り組むことにより、ROE及びPERの向上に努めてまいります。当社は、引き続き、恒常的にROE10%を達成することを目標として

おります。

当社グループは、2020年に「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する。」というグループのパーパスを制定し、デジタルシフトによる産業変革 (=Industrial Transformation) を起こし、成長志向企業の発展に直結する「独自の仕組み」を提供することで、新しい価値創造に挑戦し、持続的な社会の実現を目指しております。このような中、2021年度に中期事業目標として「DSイノベーション2023」を掲げ、デジタルシフト事業を主力である広告事業に次ぐ柱とするため、新たな収益モデルによる収益機会の多様化及び新領域に積極的に成長資金を投下してきました。本年度以降もこれらの挑戦を継続して、祖業の強みを活用し、成長企業の売上と利益に直結する支援を加速させるべく、グループ統合と事業の整理を行い、注力事業にフォーカスした投資を計画するとともに、業務提携・M&A等の成長投資も重視しており、企業価値の向上に資する投資を積極的に進めてまいります。加えて、事業環境の変化や災害等の不測の事態に備えるために、機動的に利用できる手元資金を確保することも必要であると考えており、それらの必要性を勘案すれば、現在の当社の現金資産は適正な水準にあると判断しております。

他方で、本株主提案にかかる自己株式の取得は、上記の重要な事業投資や成長投資等の必要性を考慮していないため、財務的な制約が生じかねず、結果として当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、自己株式取得株主提案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（取締役の報酬等） 第31条（省略） <u>2 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

(2) 提案の理由

当社の取締役会がPBR1倍割れとEVマイナスを長らく放置してきた経緯を鑑みるに、少数株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社においては、キャピタルアロケーションの見直しが喫緊の課題である。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、その開示は、少数株主の利益が保護されていない原因を明らかにする機能を果たし、当社のコーポレート・ガバナンス改善に資する。

当社が2023年4月に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」においては、当社の取締役報酬項目について、「基本報酬及び業績連動報酬で構成」されており、「非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみを支払う」。基本報酬は、「代表権対価、決議・監督対価、業務執行対価にて構成された月例の固定報酬とし、求められる職責及び外部の報酬データベース等を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。」と記載されているが、その金額と具体的な算出方法が明らかにされていない。

業績連動報酬は、「業務執行取締役のみを対象とした中長期的な金銭報酬とし、当社の企業価値向上を図るうえで主要な指標としている時価総額（3事業年度毎に設定）をKPIと定め、KPIの達成率が目標を達成した場合に限り、達成率に応じて算出された額を、当該3事業年度の翌事業年度に、一括して支給します。」とし、「業務執行取締役の種類別の報酬割合については、外部の報酬データベースサービス等を踏まえ、指名・報酬委員会において答申を行います。その後、取締役会が指名・報酬委員会で答申された内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、個々の取締役の報酬等の内容を決定します。」とするが、結局のところ、当社においては、業務執行取締役のインセンティブが株主の利益（特に少数株主の利益）とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めている（コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）補充原則4-2①〔16頁〕）。一方で、当社の取締役の報酬制度は業績連動報酬の内容が不明であり、当社が報酬制度の「基本方針」として掲げている「中長期的な業績と企業価値向上への貢献意識を高めるものである」ための報酬制度とはなっていない可能性がある。

そこで、株主及び市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のキャピタルアロケーションの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、第4号議案に反対いたします。

提案株主は、定款一部変更株主提案の理由として、当社の取締役会がPBR 1倍割れ及びEVマイナスの状況を長らく放置しており、当社においてはキャピタルアロケーションの見直しが喫緊の課題であると指摘の上、当社が直面する課題に対する当社取締役会における評価及びその取締役報酬への反映状況を把握するため、取締役報酬の個別開示の義務付けを求める旨を述べています。

この点、当社取締役会においても、PBRが1倍を割り込む等、当社の市場評価が低迷している現状については重く受け止めており、放置しているとの事実はありません。自己株式取得株主提案への反対理由においても説明いたしましたとおり、当社取締役会においては、かかる市場評価の低迷の主要因を、2020年に始まる変革期における事業収益力の低下、並びに、変革の兆し及び当社の持続的な成長性を投資家の皆様に十分示せていないことであると捉えており、今後、「事業ポートフォリオの再整理」、「キャピタルアロケーションの再整理」及び「IR・未財務戦略強化」を通してROE及びPERの向上を図り、PBRの改善に向けて取り組む旨、併せて、株主還元についても、2024年から2026年の配当方針を、原則として「のれん償却前親会社に帰属する当期純利益20%又はDOE 3%のいずれか大きい金額」に変更する等の見直しを行った旨を2023年11月7日付で「配当方針の変更に関するお知らせ」及び「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表しております。また、提案株主も指摘するとおり、当社は既に、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役その他の非業務執行取締役を除く。以下、「業務執行取締役」といいます。）に対する業績連動報酬を導入し、業務執行取締役に対して企業価値向上に係るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を図っております。当社は今後も、企業価値向上に向けた取組みを継続し、その状況を株主の皆様及び市場に適切に評価頂けるよう、法令に則って十分な情報開示及びご説明を行ってまいります。

また、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月19日開催の取締役会において、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申を受けた上で決議し、その内容は2023年3月4日付当社コーポレートガバナンス報告書で公表しております。当該方針において、業務執行取締役の基本報酬と業績連動報酬の割合についても、指名・報酬委員会が外部の報酬データベースサービス等を踏まえて答申を行った上、当社取締役会がその答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で決定するものとしております。各年度における取締役の個人別報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、かかる決定方針に基づき、指名・報酬委員会において審議し、取締役会に答

申の上、取締役会において決定するという透明かつ客観的なプロセスを経て決定しており、2023年12月期に係る取締役の個人別の報酬等についても、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。このように決定された取締役の各年度の報酬等について、当社は、法令に則り、事業報告及び有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額、種類別の報酬等の総額、対象となる員数等の情報を開示しております。

以上のとおり、当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、透明かつ客観的なプロセスを経て決定され、事業報告及び有価証券報告書において取締役報酬に関する適切な開示を行っていることから、当社としては、株主の皆様及び株式市場が当社取締役のパフォーマンス及びコーポレートガバナンス体制を適切に評価するために必要十分な情報を開示しているものと考えております。

なお、提案株主からは、業績連動報酬の内容が不明瞭で、公表資料からは業務執行取締役のインセンティブが株主の利益とどのように連動しているのか窺い知れず、また「中長期的な業績と企業価値向上への貢献意識を高めるもの」となっているか確認できないとの趣旨の指摘もなされています。当社の業績連動報酬は、3事業年度ごとに時価総額をKPIとして設定し、KPI達成率が目標達成時に限り、達成率に応じて算出された額を支給することにより、当社業務執行取締役に当該3事業年度における株価上昇に対するインセンティブを与えるものであり、株価上昇という株主の皆様の利益と一致する設計になっております。もっとも、内容が不明瞭とのご指摘は真摯に受け止め、今後、業績連動報酬の内容の一層の明確化が可能か検討していく所存です。

当社において、取締役報酬はコーポレートガバナンス上の重要事項と認識しており、今後もその適切な決定及び情報開示に向けた検討及び取組を継続してまいります。取締役の個別報酬の開示を義務づける旨の規定は、そもそも会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものであるため、かかる規定を定款に記載する必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、定款一部変更株主提案に反対いたします。

以上

事 業 報 告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く経営環境は、近年の資源価格の高騰等に伴う物価上昇の日本経済への影響や、中長期的な少子高齢化に伴う人口減少による国内市場への影響等が懸念される一方で、生成AI等の飛躍的な技術革新により、大量のデータとデジタル技術を活用した、従来の製品やサービス・ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現を目指す動きがより一層活発化しております。また、内閣府が提唱する、サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会：「Society5.0」の実現が進んでいくと考えており、当社グループが提供していくデジタルシフト関連のプロダクト及びサービスに対する需要は更に高まると予想しております。

当社グループは、2030年に目指す姿を「Society5.0を牽引する新たな価値創出と社会課題を解決する、真のデジタルシフトカンパニー」と定義し、成長志向企業に対し、売上・利益に直結する独自の仕組みを提供していくことで、当社グループの企業価値及びキャッシュ・フローの最大化を図ることを方針としております。また、主力事業を従来の顧客のプロモーション支援を中心とした広告事業からデジタルシフト事業へと事業領域を拡張し、「2030年に企業価値1兆円」を達成することを目標としております。当社グループは、2021年度に中期事業目標として「DSイノベーション2023」を掲げ、デジタルシフト事業を主力である広告事業に次ぐ柱とするため、DX領域、IX領域へ集中投資を行ってまいりました。「DSイノベーション2023」の最終年度となる本年度は、これまで行ってきた集中投資の兆しを結果に変える年として、デジタルシフト事業において更なる選択と集中を行い、「広告産業変革（AX：Advertising Transformation）の立ち上げ」及び「DXの持続的な拡大」を重点施策として掲げ、それぞれ実行しました。

具体的な施策内容は、以下のとおりです。

<重点施策>

① 広告産業変革（AX）の立ち上げ

「DSイノベーション2023」において、複数の産業変革（IX：Industrial Transformation）のプロダクト及びサービスを開発、提供してきました。これらによって蓄積されたノウハウをもとに、当社グループの主力事業である広告事業においても、広告費のBNPLサービス

であるAD YELLを中心に、AXに向けたプロダクト及びサービスを立ち上げた結果、AD YELLの本年度累計GMV（Gross Merchandise Value）は19,153百万円、累計取引社数は160社となりました。また、YELLシリーズのひとつとして商品の仕入費を対象としたBNPLサービスであるSTOCK YELLを立ち上げ、本格稼働を開始しました。

② デジタルシフト事業におけるDXの持続的な収益拡大

DX開発及びDXマーケティングコンサルティングを中心に、グループ間連携を強化したこと等によりリード獲得に注力し、中長期的に広告事業に次ぐ第二の柱とすることを目標とした結果、デジタルシフト事業の売上総利益1,575百万円、粗利構成比17.8%となりました。

上記の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は収益16,264百万円（前連結会計年度比4.9%増）、売上総利益10,948百万円（前連結会計年度比9.3%増）、営業利益616百万円（前連結会計年度は営業損失354百万円）、EBIT401百万円（前連結会計年度は△459百万円）、EBITDA2,008百万円（前連結会計年度比82.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益237百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失212百万円）となりました。

なお、前第2四半期連結会計期間においてソウルドアウト株式会社及びその子会社並びに株式会社SIGNATEを連結の範囲から除外しております。当期実績との比較可能性を担保するため、経営成績に関する説明内の前連結会計年度実績及び前連結会計年度比については、これらの数値を除外した業績数値により記載しております。

セグメント別の業績は、以下のとおりです。

<デジタルシフト事業>

デジタルシフト事業は、株式会社デジタルシフト、株式会社オプトインキュベーター等を中心に展開されるDX開発及びDXマーケティングコンサルティング、株式会社バンカブルが提供する広告費の分割・後払いサービス、並びに株式会社RePharmacy、株式会社コネクトム、JOMYAKU株式会社等を中心に、各産業が抱える業界課題の解決に向けた産業特化型Vertical SaaSをはじめとする新規事業の開発・サービスの提供等で構成されております。

デジタルシフト事業の当連結会計年度における業績は、収益4,538百万円（前連結会計年度比0.5%減）、売上総利益1,575百万円（前連結会計年度比4.2%減）、営業損失819百万円（前連結会計年度は営業損失624百万円）、EBIT△731百万円（前連結会計年度は△734百万円）、EBITDA△347百万円（前

連結会計年度は△547百万円) となりました。

< 広告事業 >

広告事業は、株式会社オプトが行うインターネット広告代理事業及びソリューション開発、販売等で構成されております。

広告事業の当連結会計年度における業績は、収益8,308百万円（前連結会計年度比1.7%減）、売上総利益7,295百万円（前連結会計年度比1.7%減）、営業利益2,157百万円（前連結会計年度比18.5%減）、EBIT2,149百万円（前連結会計年度比18.5%減）、EBITDA2,340百万円（前連結会計年度比18.2%減）となりました。

< 金融投資事業 >

金融投資事業は、株式会社デジタルホールディングス、Bonds Investment Group株式会社、BIG 1号投資事業有限責任組合、BIG 2号投資事業有限責任組合、OPT America Inc. 及び社会課題・社会構造を変革し解決し得るサステナブルな事業を推進するスタートアップへ投資することに特化して2022年12月に組成したBIG SX 1号投資事業有限責任組合にて運用を行う投資事業で構成されております。

金融投資事業の当連結会計年度における業績は、収益3,529百万円（前連結会計年度比36.1%増）、売上総利益2,108百万円（前連結会計年度比121.1%増）、営業利益1,945百万円（前連結会計年度比154.7%増）、EBIT1,665百万円（前連結会計年度比105.3%増）、EBITDA2,603百万円（前連結会計年度比38.5%増）となりました。

当社では投資成果の透明性を高めることを目的として、IRR（Internal Rate of Return）を開示しております。

当連結会計年度末時点での税引後IRRは、前連結会計年度末比0.2ポイント減少し、18.8%となりました。なお、IRR算定対象となる銘柄は、2013年度以降に金融投資事業で投資した銘柄を算定対象としており、脚注にて算出方法の詳細を開示しております。また、AUM（Assets Under Management）は、前連結会計年度末比3.9%増の14,362百万円となりました。

（前提条件）

IRR（Internal Rate of Return）

IRR算定の前提条件

- ・ 計算対象銘柄：2013年から2023年12月末までに金融投資事業で投資した銘柄

- ・ 計算基準日：2023年12月末
- ・ 算定方法
 - 1) 減損銘柄の取扱い
 - 減損時の純資産額で売却したと仮定して算定
 - 2) 直近でファイナンス（株式による資金調達）がある銘柄の取扱い
 - 当該資金調達時の株式価値評価額で売却したと仮定して算定
 - 3) IPO銘柄
 - 計算基準日の時価で売却したと仮定して算定
 - 4) ファンド銘柄
 - 2023年12月末以前の回収額と2023年12月末時点の簿価を用いてIRRを算定
 - 5) 上記以外の銘柄
 - 売却、減損、ファイナンス（株式による資金調達）、IPO等により取得価額に変動がない銘柄は、算定基準日に取得価額で売却したと仮定して算定
- ・ IRR計算時における法人税の取扱い：法人税を考慮

AUM (Assets Under Management)

関連会社株式は帳簿価額、営業投資有価証券及び投資有価証券は減損考慮後の公正価値の合計額

営業投資有価証券・投資有価証券の公正価値は銘柄ごとに区分し以下にて算定しております。

（関連会社株式については帳簿価額としております）

- ・ 投資額が少額な銘柄：取得価額
- ・ 上場会社である銘柄：2023年12月末時点の市場価格
- ・ 直近でファイナンス（株式による資金調達）がある銘柄：当該ファイナンス価額に基づいた評価額
- ・ 上記以外の銘柄については、事業の状況に応じて、マルチプル法・DCF法・純資産法に分類して算定しております。

<株式会社デジタルホールディングス管理コスト>

当社管理部門の当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に当社子会社であったソウルドアウト株式会社を売却したことに係る費用が計上されていたこと等により、前連結会計年度比15.6%減の2,658百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する」というパーパスのもと、デジタルシフトによる産業変革（IX）を起こし、成長志向企業の発展に直結する「独自の仕組み」を提供することで、新しい価値創造に挑戦し、持続的な社会の実現を目指しております。このような中、2020年に商号変更、2021年12月期から2023年12月期を「DSイノベーション2023」と題し、事業ポートフォリオの再整理を行い事業の変革に挑戦し、IX実現に向け、既存事業の持続的な成長に加え、中長期的な収益の拡大を進めております。

当社グループの持続的な成長とIX実現に向け、以下の①～④に記載した対処すべき課題に重点的に取り組み、収益性の改善及び組織基盤の強化により持続的な収益体質を確立し、企業価値を向上させ成長を続けていくよう努めてまいります。

①既存事業の収益力強化

国内の「デジタルトランスフォーメーション(DX)」に対する需要が高まり、大手企業を中心にDXによる事業創造や企業の成長が促進される中、DX関連サービスは大手ITベンダー、コンサルティング会社をはじめとした様々な企業から提供されており、当社グループの事業競争環境は一層激しさを増しております。このような中、当社グループは、長年磨き上げてきた広告支援に加え、広告支援で培った多様な顧客やパートナーとの基盤、マーケティングノウハウを活かし、DXソリューションを開発・提供し、既存顧客の継続的な取引と新規顧客の積極的な開拓を行っております。

また、グループ連結子会社の統廃合を行い、営業連携強化による広告とDXの統合提案を加速させ、顧客の事業成長に貢献するとともに、グループ内における重複機能等のコストを削減し、効率的なグループ経営を進め、持続的な収益力の向上に努めております。

②広告産業変革(AX)の高成長と収益化の実現

当社グループのパーパス実現に向け、近年、新たな収益モデルによる収益機会の多様化及び新領域への展開に取り組み、積極的に成長資金を投下してきました。これらの挑戦の結果、祖業の強みを活用したAXを立上げ、急速に拡大をしております。今後は、AXへ一層の経営資源を投下し、早期の収益化を目指します。

③資本の最適配分

当社グループは、収益力、資本効率等の改善を図るため、投資効率を重視した意思決定を行い、恒常的にROE10%を達成することを重要項目としております。そのため、主要事業における収益性を改善する一方で、内部留保の水準等も考慮しながら、機動的かつ柔軟に自社株買い等の株主還元策についても検討する方針であります。

④人材基盤の構築

当社グループが持続的に企業価値を拡大していくためには、自立人材の育成と長期的に活躍できる仕組みを整備することが極めて重要な要素であると考えております。そのためには、従業員のスキル向上の研修や次世代経営人材育成プログラム等の体系的な人材開発プログラムを実施するとともに、柔軟な働き方制度を設計し、従業員一人ひとりが最大限能力を発揮し、多様なキャリア形成や自立できる環境を提供できるように努め、中長期にわたって活躍しやすい環境の整備や人事制度の構築に努めております。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

区分	第27期 (2020年12月期)	第28期 (2021年12月期)	第29期 (2022年12月期)	第30期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
収 益 (第28期までは売上高) (百万円)	88,768	98,515	16,924	16,264
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (百万円)	4,358	14,662	△439	378
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,750	10,231	5,719	237
1株当たり当期純利益 (円)	167.86	473.28	299.29	13.61
総 資 産 (百万円)	71,434	69,728	55,963	50,283
純 資 産 (百万円)	40,018	40,930	36,245	33,892

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算定しております。
2. 「収益認識会計基準」等を第29期の期首から適用しており、第29期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年12月31日現在）

① 親会社の状況

特記すべき事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) オプト	100百万円	100.0%	インターネット広告代理事業
(株) デジタルシフト	100百万円	100.0%	デジタルシフトに関わる各種支援事業
OPT America, Inc.	2,405百万円	100.0%	金融投資事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の会社を含め15社です。
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当連結会計年度末において、当社グループは当社と連結子会社15社により構成されており、DX開発、DXマーケティングコンサル、広告費の分割・後払いサービス等を行う「デジタルシフト事業」、インターネット広告代理事業、関連するソリューション開発及び販売等を行う「広告事業」並びにベンチャーキャピタル投資、ファンド運用、投資先経営支援等を行う「金融投資事業」を行っております。

事業区分	主な事業内容
デジタルシフト事業	・DX開発、DXマーケティングコンサル ・広告費の分割・後払いサービス 等
広告事業	・インターネット広告代理事業 ・ソリューション開発、販売 等
金融投資事業	・ベンチャーキャピタル投資 ・ファンド運用 ・投資先経営支援 等

(9) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

① 当社

営業所	所在地
本社	東京都千代田区

② 子会社

会社名	所在地
(株) オプト	東京都千代田区
(株) デジタルシフト	東京都千代田区
OPT America, Inc.	米国カリフォルニア州

(10) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタルシフト事業	275名	22名減
広告事業	653名	38名増
金融投資事業	5名	-
全社（共通）	98名	7名減
合計	1,031名	9名増

- (注) 1. 従業員には、パート・派遣社員は含まれておりません。
2. 従業員には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。
3. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
(株) 三井住友銀行	3,000百万円
(株) みずほ銀行	1,000百万円
(株) 三菱UFJ銀行	1,000百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 86,630,400株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,459,907株 |
| ③ 株主数 | 6,399名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
H I B C (株)	4,520,200株	25.88%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,242,900株	7.11%
海老根 智仁	911,200株	5.21%
野内 敦	885,000株	5.06%
(株) マイナビ	755,800株	4.32%
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	590,000株	3.37%
内藤 征吾	522,900株	2.99%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	476,800株	2.73%
(株)タイム・アンド・スペース	400,800株	2.29%
平野 秀和	277,400株	1.58%

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
2. 小数点第3位以下は切り捨てしております。
3. HIBC(株)は当社代表取締役会長である鉢嶺登氏が全株式を保有する資産管理会社です。
4. 当社代表取締役会長である鉢嶺登氏は当社株式5,000株を保有しております。
5. (株)タイム・アンド・スペースは当社代表取締役社長グループCEOである野内敦氏が全株式を保有する資産管理会社です。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2023年11月30日付で実施した自己株式の全株式消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて6,357,793株減少しております。

(2) 新株予約権等に関する事項（2023年12月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

			第9回新株予約権
発行決議日			2023年2月13日
新株予約権の数			2,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 220,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権1個あたり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個あたり 117,900円 (1株あたり 1,179円)
権利行使期間			2023年3月1日から 2027年3月31日まで
行使の条件			(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 2,200個 目的となる株式数 220,000株 保有者数 2名
		社外 取締 役員	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 第9回新株予約権の行使状況は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2023年2月13日
新株予約権の数		1,260個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 126,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 117,900円 (1株当たり 1,179円)
権利行使期間		2023年3月1日から 2027年3月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有対象者数 3名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 260個 目的となる株式数 26,000株 保有対象者数 3名

(注) 第9回新株予約権の行使状況は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未滿の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鉢嶺 登	(株)デジタルシフト 取締役会長
代表取締役社長グループCEO	野内 敦	Bonds Investment Group(株) 代表取締役
取締役グループCOO	金澤 大輔	(株)リテイギ 取締役 (株)RePharmacy 取締役
取締役	水谷 智之	
取締役	柳澤 孝旨	(株)ZOZO 取締役副社長兼CFO (株)コロプラ 社外取締役
取締役	荻野 泰弘	(株)アンドパッド 取締役CFO
取締役	時岡 真理子	East Meet East, Inc. Founder & CEO アステリア(株) 社外取締役
取締役（監査等委員長・常勤）	岡部 友紀	公認会計士 (株)オプト 監査役 (株)デジタルシフト 監査役 (株)リテイギ 監査役 (株)RePharmacy 監査役
取締役（監査等委員）	四宮 史幸	(株)バンカブル 監査役
取締役（監査等委員）	山本 昌弘	公認会計士 (株)オプトインキュベート 監査役 (株)ニッスイ 社外監査役
取締役（監査等委員）	鍵崎 亮一	弁護士

- (注) 1. 取締役水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏及び時岡真理子氏、並びに取締役（監査等委員長・常勤）岡部友紀氏、取締役（監査等委員）四宮史幸氏、山本昌弘氏及び鍵崎亮一氏は、社外取締役です。
2. 取締役（監査等委員長・常勤）岡部友紀氏は、公認会計士の資格及び複数の上場会社における監査役経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）四宮史幸氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）山本昌弘氏は、公認会計士の資格及び監査法人の代表社員として数多くの企業支援に携わった経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）鍵崎亮一氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
7. 当社は、取締役水谷智之氏、柳澤孝旨氏、荻野泰弘氏及び時岡真理子氏、並びに取締役（監査等委員長・常勤）岡部友紀氏、取締役（監査等委員）四宮史幸氏、山本昌弘氏及び鍵崎亮一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額です。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び管理職従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員です。保険料は、当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反等の場合には、填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の報酬項目は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されております。ただし、ガバナンス機能を担う非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみを支払うこと

としております。また、経営計画の実現に向けて優秀な経営陣の確保に資するものであること、中長期的な業績と企業価値向上への貢献意識を高めるものであることを基本方針としております。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、代表権対価、決議・監督対価、業務執行対価にて構成された月例の固定報酬とし、求められる職責及び外部の報酬データベースサービス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

- c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業務執行取締役のみを対象とした中長期的な金銭報酬とし、当社の企業価値向上を図る上で主要な指標としている時価総額（3事業年度毎に設定）をKPIと定め、KPIの達成率が目標を達成した場合に限り、達成率に応じて算出された額を、当該3事業年度の翌事業年度に一括して支給します。業績連動報酬において指標とする値については、適宜環境の変化に応じ、指名・報酬委員会での答申を踏まえ定期的に検討、見直しを行います。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、外部の報酬データベースサービス等を踏まえ、指名・報酬委員会において答申を行っております。その後、取締役会が指名・報酬委員会での答申された内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、個々の取締役の報酬等の内容を決定しております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において審議し、取締役会で決議しております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により、全員の同意をもって決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	145 (38)	145 (38)	— (—)	— (—)	7 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28 (28)	28 (28)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2016年3月25日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。
4. 取締役 (業務執行取締役) に対する業績連動金銭報酬額は、2021年3月26日開催の定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (業務執行取締役) の員数は、3名です。

⑤ 社外役員に関する事項

当社での地位	氏 名	他の法人等の 重要な兼職の状況	当社での主な活動状況等
取締役	水谷 智之		当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
取締役	柳澤 孝旨	(株)ZOZO 取締役副社長兼CFO (株)コロプラ 社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、成長企業におけるCFO経験をはじめ、経理、財務、IR、法務、コーポレート・ガバナンスを中心とする経営管理全般の幅広い知識を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。

当社での地位	氏 名	他の法人等の 重要な兼職の状況	当社での主な活動状況等
取締役	荻野 泰弘	(株)アンドパッド 取締役CFO	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、成長企業におけるCFO経験をはじめ、事業開発、M&A等を中心とする経営管理全般の幅広い知識を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
取締役	時岡真理子	East Meet East, Inc. Founder & CEO アステリア(株) 社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、米国に拠点を置くIT企業の創業者兼CEOとして、SaaS分野での起業経験やグローバル事業経営、ダイバーシティ経営等、豊富な経験と幅広い知識を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員長・常勤)	岡部 友紀	公認会計士 (株)オプト 監査役 (株)デジタルシフト 監査役 (株)リテイギ 監査役 (株)RePharmacy 監査役	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士としての経験をはじめ、複数の上場会社における監査役経験を活かし、議案審議等に必要発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	四宮 史幸	(株)バンカブル 監査役	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会13回のうち12回に出席し、主に金融分野における国内外での豊富な経験と見識を活かし、議案審議等に必要発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	山本 昌弘	公認会計士 (株)オプトインキュベート 監査役 (株)ニッスイ 社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査等委員会13回のうち12回に出席し、公認会計士としての経験をはじめ、監査法人の代表社員として数多くの企業支援に携わった経験を活かし、議案審議等に必要発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	鍵崎 亮一	弁護士	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査等委員会13回全てに出席し、弁護士としての見地から、議案審議等に必要発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。

- (注) 1. 取締役柳澤孝旨氏が兼務する(株)ZOZO及び(株)コロブラと当社との関係には特記すべき事項はありません。
2. 取締役荻野泰弘氏が兼務する(株)アンドパッドと当社との関係には特記すべき事項はありません。

3. 取締役時岡真理子氏が兼務するEast Meet East, Inc. 及びアステリア㈱と当社の関係には特記すべき事項はありません。
4. 取締役（監査等委員長・常勤）岡部友紀氏が兼務する㈱オプト、㈱デジタルシフト、㈱リテイギ及び㈱RePharmacyは、当社子会社です。
5. 取締役（監査等委員）四宮史幸氏が兼務する㈱バンカブルは、当社子会社です。
6. 取締役（監査等委員）山本昌弘氏が兼務する㈱オプトインキュベートは、当社子会社です。なお、同氏が兼務する㈱ニッスイと当社の関係には特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「グループ統一コンプライアンス規程」に基づき、グループコンプライアンス責任者の指揮命令の下に、当社コンプライアンス担当部門が研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことで、当社及び当社子会社の取締役及び使用人のコンプライアンスの知識を高め、かつ尊重する意識の醸成を図っております。また、「グループ統一内部監査規程」に基づき、当社内部監査室が職務執行に関する定期監査を行うことで、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認しております。

- ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社の取締役は、重要な意思決定及び報告に係る情報に関して「グループ統一職務権限規程」、「グループ統一機密保持規程」、「グループ統一文書管理規程」等に基づき文書及び電磁的記録の作成、保存及び管理をしております。なお、当社子会社については、当社の監査等委員及び当社子会社の監査役が求めた場合、当該情報を閲覧可能な状態としております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において制定された「グループリスク管理基本方針」及び「グループ統一リスク管理規程」に基づきグループリスク統括者を中心とし、当社役職員で構成されたグループリスク管理委員会を運営しております。当該委員会において重要リスクを選定の上、年間対応計画の作成及びモニタリングを行い、当該モニタリングの結果を含め、適宜グループリスク管理の状況をグループリスク管理委員会より取締役会へ報告しております。当社子会社においても、「グループ統一リスク管理規程」に基づき、その規模及び特性を踏まえ、損失の危険等の管理に係る体制を整備しております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、「グループ統一財務経理規程」に則り事業計画を定め、会社として達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするとともに、各部門に対しても、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。また、経営上の重要な項目については「グループ統一職務権限規程」に則った審議及び決定を行うことで、業務の効率性を確保しております。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ統一職務権限規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、当社グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、毎月開催の事業責任者会議において、当社経営陣と各子会社経営陣が情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。

⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

⑧ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員長に報告するための体制

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は取締役（監査等委員である取締役を除く）による違法若しくは不正な行為を発見した場合は、直ちに監査等委員長に報告することとしております。また、「グループ統一内部通報規程」に基づきグループ内部通報窓口を設置し、不正行為、法令違反等に関する報告を当社の常勤の監査等委員に対して直接又は間接的に行う環境を整備し、当社グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、常勤の監査等委員に対して報告を行った者及び内部通報を行った者に対し、当該報告又は通報を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続
その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。

- ⑪ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査制度についての理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。また、代表取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程や内容等を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「グループコンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます）との関係を遮断するにあたって必要な事項を「グループ統一反社会的勢力への対応に関する規程」に定め、当該規程において、反社会的勢力との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。また、「グループ統一反社会的勢力対応マニュアル」においてより具体的な対応要領を定め、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が反社会的勢力と関係を持つことのないよう周知徹底しております。さらに、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また弁護士その他の外部の関係機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を織り込んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、当事業年度において、取締役会を17回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査等委員の職務遂行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人及び当社内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「グループリスク管理基本方針」及び「グループ統一リスク管理規程」を制定し、グループリスク管理委員会を設置することでリスクマネジメント体制を強化しております。また、「グループコンプライアンス基本方針」及び「グループ統一コンプライアンス規程」を制定し、グループコンプライアンス委員会の設置、並びに当社コンプライアンス担当部門によるマニュアルやガイドラインの作成、及び教育の計画、実施及び管理をすることにより、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の意識の向上に取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な企業価値向上を目的として、経営体制の強化や収益性の向上に必要な事業投資及び人材投資等の資金を確保しつつ、2023年12月期から次期中期経営計画期間である2024年1月から2026年12月の最終年度である2026年12月期までの4年間の配当方針は原則として、「のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向20%」又は「DOE（株主資本配当率：年間配当総額÷株主資本×100）3%」のいずれか大きい金額の採用を目標としております。

2023年12月期の配当につきましては、2023年12月期の業績結果を鑑み、「DOE 3%」を採用し、普通配当については、2024年2月13日開催の取締役会にて、1株当たり配当金を45円00銭とすることを決議させていただきました。また、2023年8月7日付の「創業30周年記念配当（特別配当）に関するお知らせ」で公表のとおり、当社は2024年3月に創業30周年を迎えます。これもひとえに、株主の皆様をはじめとするすべての関係者の皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。これまでご支援いただきました株主の皆様に感謝の意を表するため、創業30周年を記念し、普通配当に加え、1株当たり30円00銭の記念配当を実施させてい

ただくこととし、2023年12月期の1株当たり配当金は、75円00銭といたしました。

~~~~~  
当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については小数点第2位を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目            | 金 額    |
|---------------|--------|----------------|--------|
| <b>【資産の部】</b> |        | <b>【負債の部】</b>  |        |
| 流動資産          | 40,498 | 流動負債           | 11,794 |
| 現金及び預金        | 18,860 | 買掛金            | 7,898  |
| 売掛金           | 7,994  | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,000  |
| 契約資産          | 195    | 未払法人税等         | 39     |
| 営業投資有価証券      | 5,552  | 契約負債           | 38     |
| 棚卸資産          | 4      | 賞与引当金          | 372    |
| 未収入金          | 5,510  | その他            | 2,445  |
| その他           | 2,563  |                |        |
| 貸倒引当金         | △183   | 固定負債           | 4,596  |
|               |        | 長期借入金          | 4,000  |
| 固定資産          | 9,785  | 繰延税金負債         | 423    |
| (有形固定資産)      | 216    | 資産除去債務         | 173    |
| 建物及び構築物       | 138    | 負債合計           | 16,391 |
| その他           | 77     |                |        |
| (無形固定資産)      | 971    | <b>【純資産の部】</b> |        |
| のれん           | 491    | 株主資本           | 26,098 |
| その他           | 480    | 資本金            | 8,212  |
| (投資その他の資産)    | 8,597  | 資本剰余金          | 3,843  |
| 投資有価証券        | 7,848  | 利益剰余金          | 14,043 |
| 敷金及び保証金       | 299    | その他の包括利益累計額    | 3,229  |
| 繰延税金資産        | 444    | その他有価証券評価差額金   | 1,356  |
| その他           | 4      | 為替換算調整勘定       | 1,872  |
|               |        | 新株予約権          | 0      |
|               |        | 非支配株主持分        | 4,563  |
|               |        | 純資産合計          | 33,892 |
| 資産合計          | 50,283 | 負債・純資産合計       | 50,283 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金   | 額      |
|-------------------------------|-----|--------|
| 収 益                           |     | 16,264 |
| 売 上 原 価                       |     | 5,316  |
| 売 上 総 利 益                     |     | 10,948 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |     | 10,332 |
| 営 業 利 益                       |     | 616    |
| 営 業 外 収 益                     |     |        |
| 為 替 差 益                       | 3   |        |
| そ の 他                         | 6   | 9      |
| 営 業 外 費 用                     |     |        |
| 支 払 利 息                       | 11  |        |
| 支 払 手 数 料                     | 0   |        |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損             | 231 |        |
| そ の 他                         | 4   | 247    |
| 経 常 利 益                       |     | 378    |
| 特 別 利 益                       |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 245 |        |
| 事 業 譲 渡 益                     | 29  |        |
| そ の 他                         | 1   | 275    |
| 特 別 損 失                       |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 6   |        |
| 減 損 損 失                       | 206 |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 48  |        |
| そ の 他                         | 0   | 262    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |     | 390    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 244 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 267 | 512    |
| 当 期 純 損 失                     |     | 121    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |     | 359    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     | 237    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本 |       |        |        |        |
|----------------------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
|                                  | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高                      | 8,212   | 3,843 | 23,674 | △8,698 | 27,031 |
| 当連結会計年度変動額                       |         |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                           |         |       | △1,170 |        | △1,170 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |         |       | 237    |        | 237    |
| 自己株式の消却                          |         |       | △8,698 | 8,698  | －      |
| 株主資本以外の項目<br>の当連結会計年度<br>変動額（純額） |         |       |        |        |        |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | －       | －     | △9,631 | 8,698  | △932   |
| 当連結会計年度末残高                       | 8,212   | 3,843 | 14,043 | －      | 26,098 |

|                                  | その他の包括利益累計額          |              |                       | 新株予約権 | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|-------|-------------|--------|
|                                  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他<br>の包括利益<br>累計額合計 |       |             |        |
| 当連結会計年度期首残高                      | 1,389                | 1,409        | 2,799                 | －     | 6,414       | 36,245 |
| 当連結会計年度変動額                       |                      |              |                       |       |             |        |
| 剰余金の配当                           |                      |              |                       |       |             | △1,170 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |                      |              |                       |       |             | 237    |
| 自己株式の消却                          |                      |              |                       |       |             | －      |
| 株主資本以外の項目<br>の当連結会計年度<br>変動額（純額） | △32                  | 462          | 429                   | 0     | △1,850      | △1,420 |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | △32                  | 462          | 429                   | 0     | △1,850      | △2,353 |
| 当連結会計年度末残高                       | 1,356                | 1,872        | 3,229                 | 0     | 4,563       | 33,892 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・連結子会社の名称  
株式会社オプト  
株式会社コネクトム  
Bonds Investment Group株式会社  
BIG 1号投資事業有限責任組合  
BIG 2号投資事業有限責任組合  
株式会社オプトインキュベート  
天技中國有限公司  
天技營銷策劃（深圳）有限公司  
OPT America, Inc.  
株式会社デジタルシフト  
株式会社リテイギ  
株式会社RePharmacy  
株式会社バンカブル  
JOMYAKU株式会社  
BIG SX 1号投資事業有限責任組合

##### ② 主要な非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 該当事項はありません。  
当連結会計年度において、株式譲渡により、株式会社ファーマシフトを持分法適用の範囲から除外しております。

##### ② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称  
非連結子会社 : 該当事項はありません。  
関連会社 : 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

・投資事業有限責任組合への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

・仕掛品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～18年

その他 4～15年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

- ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識については以下のとおりです。

- イ. 受託開発に係る業務

顧客のDX支援等を目的とした受託開発業務を行っており、顧客仕様に基づいたソフトウェア等の成果物を制作し引き渡す義務を負っております。

開発作業の進捗に伴い履行義務が充足されるため、合理的に当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。

- ロ. 広告関連に係る業務

運用型広告・アフィリエイトにおいては、広告掲載の仲介及び顧客期待の広告成果を達成するための最適な広告出稿・広告配信を行い運用するという履行義務を負っております。

顧客との取決めに基づく広告配信成果の達成に応じて履行義務が充足されるため、成果達成数に応じて従量的に収益を認識しております。

なお、広告枠の仲介及び運用型広告における運用代行については、広告主に移転する財又はサービスを支配しておらず代理人取引に該当すると判断しており、当該取引については、他の当事者が提供する役務と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、広告制作物の制作・納品を行う義務を有する取引も一部行っており、当該取引については、顧客への納品が完了した時点で履行義務が充足されたとしてその時点で収益を認識しております。

#### ハ. 金融投資に係る業務

当社グループはベンチャー企業へのキャピタルゲイン獲得を目的として営業投資を行っております。

有限責任社員として参加するファンドにおいては、組合契約に基づき出資約束額を拠出しており、また、当社グループが運営するファンドについては、組合契約に基づいて拠出を受けた出資約束額を管理・運用しております。

当社が直接保有する営業投資有価証券及びファンドを通じて保有する投資対象を売却した時点で収益を認識しております。

なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

#### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

#### ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で規則的に償却しております。

#### ⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### イ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

##### ロ. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## ハ. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

市場価格のない株式等及び、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、営業投資有価証券5,552百万円及び投資有価証券7,848百万円を計上しております。これらには、市場価格のない株式等4,360百万円、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資7,723百万円が含まれております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該有価証券の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

ただし、取得時点において投資先の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した有価証券については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないと判断した場合には、実質価額が著しく低下していないものとして、減損処理を行っておりません。投資先の超過収益力等が減少しているかどうかの判断は、事業計画の達成状況等を基礎として行っておりますが、ベンチャー企業等の事業の展開には不確実性があり、経営者による重要な判断を伴うため慎重に行っております。

当該投資先の経営成績が事業計画を大幅に下回るなど超過収益力等を含む実質価額が著しく低下した場合には、翌連結会計年度において減損処理を実施する可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 棚卸資産の内訳

仕掛品 4百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 360百万円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

#### 顧客との契約から生じる収益

収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表の「7. 収益認識に関する注記 (1) 当連結会計年度の収益の分解情報」に記載のとおりです。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首   | 増加      | 減少         | 当連結会計年度末    |
|-------|-------------|---------|------------|-------------|
| 発行済株式 |             |         |            |             |
| 普通株式  | 23,817,700株 | —       | 6,357,793株 | 17,459,907株 |
| 自己株式  |             |         |            |             |
| 普通株式  | 6,346,243株  | 11,550株 | 6,357,793株 | —           |

### (2) 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳            | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) |         |    |          | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|----|---------------------|------------|--------------|---------|----|----------|-----------------|
|    |                     |            | 当連結会計年度期首    | 増加      | 減少 | 当連結会計年度末 |                 |
| 当社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式       | —            | 346,000 | —  | 346,000  | 0               |
| 合計 |                     | —          | —            | 346,000 | —  | 346,000  | 0               |

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議日                | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日             | 効力発生日         |
|--------------------|-------|-------------|-------------|-----------------|---------------|
| 2023年2月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 1,170       | 67.0        | 2022年<br>12月31日 | 2023年<br>3月3日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議日                | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日             | 効力発生日         |
|--------------------|-------|-------|-------------|-------------|-----------------|---------------|
| 2024年2月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,309       | 75.0        | 2023年<br>12月31日 | 2024年<br>3月6日 |

(注) 2024年2月13日取締役会決議による1株当たり配当額には、記念配当(特別配当)30.0円を含んでおります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況に鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

当社グループは、専門部署を通じ投資目的の有価証券を運用する投資育成事業を行っております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。外貨建の営業債権は、為替リスクに晒されております。投資有価証券は、主に当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券及び上記以外の投資有価証券は、主に株式及び組合等出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。また、未上場株式等については、未上場企業が、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されることから、経済環境等の影響を受けやすいため、以下のリスクが存在します。

- a. 投資によってはキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。
- b. 投資によってはキャピタルロスが発生する可能性があります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金等に必要な資金調達を目的としたものです。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理に関する規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部門において適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」及び「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

|                                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額  |
|--------------------------------|----------------|-------|-----|
| 営業投資有価証券<br>及び投資有価証券           | 1,317          | 1,317 | —   |
| 資産計                            | 1,317          | 1,317 | —   |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定<br>の長期借入金含む) | 5,000          | 4,986 | △13 |
| 負債計                            | 5,000          | 4,986 | △13 |

(注1) 市場価格のない株式等及び、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 区分                          | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------------------------|------------|
| 営業投資有価証券及び投資有価証券<br>非上場株式   | 4,360      |
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（※） | 7,723      |
| 合計                          | 12,083     |

（※）投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| 区分        | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|-------------|--------------|------|
| (1)現金及び預金 | 18,860 | —           | —            | —    |
| (2)売掛金    | 7,994  | —           | —            | —    |
| (3)未収入金   | 5,510  | —           | —            | —    |
| 合計        | 32,365 | —           | —            | —    |

(注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 区分    | 1年以内  | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|-------|-------------|--------------|------|
| 長期借入金 | 1,000 | 4,000       | —            | —    |
| 合計    | 1,000 | 4,000       | —            | —    |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分               | 時価（百万円） |      |      |       |
|------------------|---------|------|------|-------|
|                  | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 営業投資有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |       |
| 株式               | 947     | —    | —    | 947   |
| その他              | —       | —    | 370  | 370   |
| 資産計              | 947     | —    | 370  | 1,317 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                         | 時価（百万円） |       |      |       |
|----------------------------|---------|-------|------|-------|
|                            | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 長期借入金<br>（1年内返済予定の長期借入金含む） | —       | 4,986 | —    | 4,986 |
| 負債計                        | —       | 4,986 | —    | 4,986 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他は非上場株式の新株予約権であります。発行会社より入手可能な最良の情報に基づき、発行会社の信用状況や事業進捗などを考慮して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

・長期借入金

元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 当連結会計年度の収益の分解情報

(単位：百万円)

|                       | 事業セグメント       |       |            | 合計     |
|-----------------------|---------------|-------|------------|--------|
|                       | デジタル<br>シフト事業 | 広告事業  | 金融投資<br>事業 |        |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 585           | 534   | —          | 1,119  |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 3,896         | 7,718 | —          | 11,615 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 4,482         | 8,253 | —          | 12,735 |
| その他の収益                | —             | —     | 3,529      | 3,529  |
| 外部顧客からの収益             | 4,482         | 8,253 | 3,529      | 16,264 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|            |        |
|------------|--------|
| 契約資産（期首残高） | 21百万円  |
| 契約資産（期末残高） | 195百万円 |
| 契約負債（期首残高） | 39百万円  |
| 契約負債（期末残高） | 38百万円  |

契約資産は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法によって収益認識した未請求売掛金であります。契約資産は顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,679円72銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 13円61銭    |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目            | 金 額    |
|---------------|--------|----------------|--------|
| <b>【資産の部】</b> |        | <b>【負債の部】</b>  |        |
| 流動資産          | 21,021 | 流動負債           | 5,743  |
| 現金及び預金        | 14,702 | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,000  |
| 売掛金           | 253    | 未払金            | 507    |
| 営業投資有価証券      | 1,451  | 関係会社預り金        | 3,985  |
| 立替金           | 80     | 未払費用           | 147    |
| 関係会社短期貸付金     | 1,900  | 預り金            | 45     |
| 未収入金          | 131    | 賞与引当金          | 57     |
| 未収還付法人税等      | 1,567  | 固定負債           | 4,160  |
| その他           | 2,639  | 長期借入金          | 4,000  |
| 貸倒引当金         | △1,705 | 資産除去債務         | 160    |
| 固定資産          | 12,096 |                |        |
| (有形固定資産)      | 204    | 負債合計           | 9,903  |
| 建物            | 130    | <b>【純資産の部】</b> |        |
| 工具、器具及び備品     | 74     | 株主資本           | 22,994 |
| (無形固定資産)      | 81     | 資本金            | 8,212  |
| 商標権           | 4      | 資本剰余金          | 3,423  |
| ソフトウェア        | 76     | 資本準備金          | 3,423  |
| その他           | 0      | 利益剰余金          | 11,358 |
| (投資その他の資産)    | 11,809 | その他利益剰余金       | 11,358 |
| 投資有価証券        | 1,610  | 繰越利益剰余金        | 11,358 |
| 関係会社株式        | 8,588  | 評価・換算差額等       | 219    |
| その他の関係会社有価証券  | 1,220  | その他有価証券評価差額金   | 219    |
| 長期前払費用        | 0      | 新株予約権          | 0      |
| 繰延税金資産        | 119    | 純資産合計          | 23,214 |
| 敷金及び保証金       | 270    |                |        |
| その他           | 0      | 負債・純資産合計       | 33,118 |
| 資産合計          | 33,118 |                |        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |       |
|-----------------------|-----|-------|
| 収 益                   |     | 5,674 |
| 売 上 原 価               |     | 2,750 |
| 売 上 総 利 益             |     | 2,924 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 188   |
| 営 業 利 益               |     | 2,736 |
| 営 業 外 収 益             |     |       |
| 受 取 利 息               | 14  |       |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 109 |       |
| そ の 他                 | 3   | 126   |
| 営 業 外 費 用             |     |       |
| 支 払 利 息               | 11  |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 479 |       |
| そ の 他                 | 0   | 491   |
| 経 常 利 益               |     | 2,371 |
| 特 別 利 益               |     |       |
| 償 却 債 権 取 立 益         | 1   | 1     |
| 特 別 損 失               |     |       |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 6   |       |
| 子 会 社 株 式 評 価 損       | 9   | 15    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 2,357 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 425 |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 269 | 694   |
| 当 期 純 利 益             |     | 1,662 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |             |                                          |                  |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|------------------------------------------|------------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金                                |                  |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                   | 8,212   | 3,423     | 3,423       | 19,564                                   | 19,564           |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |             |                                          |                  |
| 剰余金の配当                      |         |           |             | △1,170                                   | △1,170           |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |             | 1,662                                    | 1,662            |
| 自己株式の消却                     |         |           |             | △8,698                                   | △8,698           |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |           |             |                                          |                  |
| 当期変動額合計                     | —       | —         | —           | △8,206                                   | △8,206           |
| 当 期 末 残 高                   | 8,212   | 3,423     | 3,423       | 11,358                                   | 11,358           |

|                             | 株 主 資 本 |                | 評価・換算差額等                         |                        | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-----------------------------|---------|----------------|----------------------------------|------------------------|-------|--------|
|                             | 自己株式    | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額<br>金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |       |        |
| 当 期 首 残 高                   | △8,698  | 22,502         | 608                              | 608                    | —     | 23,110 |
| 当 期 変 動 額                   |         |                |                                  |                        |       |        |
| 剰余金の配当                      |         | △1,170         |                                  |                        |       | △1,170 |
| 当 期 純 利 益                   |         | 1,662          |                                  |                        |       | 1,662  |
| 自己株式の消却                     | 8,698   | —              |                                  |                        |       | —      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |                | △388                             | △388                   | 0     | △388   |
| 当期変動額合計                     | 8,698   | 492            | △388                             | △388                   | 0     | 103    |
| 当 期 末 残 高                   | —       | 22,994         | 219                              | 219                    | 0     | 23,214 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

##### イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

##### ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 4～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① 子会社との契約に係る業務

当社は子会社との契約に基づきバックオフィス業務の提供や経営指導を行う履行義務を負っており、契約における義務を履行するにつれて子会社が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり、年初に各社と合意した契約金額により収益を認識しております。

なお、経営指導料については、各社の収益計上額を基に算定した金額を収益として計上しており、また、子会社からの配当についても配当の効力発生日に収益を認識しております。

##### ② 金融投資に係る業務

当社はベンチャー企業へのキャピタルゲイン獲得を目的として営業投資を行っております。有限責任社員として参加するファンドにおいては、組合契約に基づく出資約束額を拠出しており、直接保有する営業投資有価証券、及び、ファンドを通じて保有する投資が売却された時点で売却損益を収益として認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

##### ② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

##### ③ グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

市場価格のない株式等及び、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、営業投資有価証券1,451百万円及び投資有価証券1,610百万円を計上しております。これらには、市場価格のない株式等1,359百万円、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資1,329百万円が含まれております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,913百万円 |
| 短期金銭債務 | 427百万円   |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

314百万円

### (3) 偶発債務

子会社の取引先に対する支払債務1,140百万円について債務保証を行っております。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|    |          |
|----|----------|
| 収益 | 3,496百万円 |
|----|----------|

|     |      |
|-----|------|
| 仕入高 | 1百万円 |
|-----|------|

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 営業取引以外の取引による取引高 | 14百万円 |
|-----------------|-------|

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首    | 増 加     | 減 少        | 当事業年度末 |
|-------|------------|---------|------------|--------|
| 普通株式  | 6,346,243株 | 11,550株 | 6,357,793株 | —      |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 繰延税金資産       |                  |
| 貸倒引当金        | 522百万円           |
| 賞与引当金        | 17百万円            |
| 無形固定資産       | 14百万円            |
| 資産除去債務       | 33百万円            |
| 投資有価証券評価損    | 936百万円           |
| その他          | 27百万円            |
| 繰延税金資産小計     | <u>1,551百万円</u>  |
| 評価性引当額       | <u>△1,268百万円</u> |
| 繰延税金資産合計     | 283百万円           |
| 繰延税金負債       |                  |
| その他有価証券評価差額金 | △96百万円           |
| その他          | △66百万円           |
| 繰延税金負債合計     | <u>△163百万円</u>   |
| 繰延税金資産の純額    | 119百万円           |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                     | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容     | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                       | 取引の内容                                                                                | 取引金額(百万円)                              | 科目                                               | 期末残高(百万円)                                |
|-----|----------------------------|---------|---------------|-----------|----------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 子会社 | ㈱オプト                       | 東京都千代田区 | 100           | 広告事業      | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任<br>経営管理<br>CMS取引          | 経営指導料<br>CMS資金貸借<br>(注1)<br>利息の支払<br>(注2)                                            | 1,869<br>—<br>0                        | 売掛金<br>関係会社<br>預り金<br>—                          | 170<br>3,524<br>—                        |
| 子会社 | ㈱バンカブル                     | 東京都千代田区 | 100           | デジタルシフト事業 | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任<br>債務保証<br>資金の貸付<br>CMS取引 | 債務保証<br>(注3)<br>資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取<br>(注2)<br>CMS資金貸借<br>(注1)<br>利息の支払<br>(注2) | 1,140<br>1,900<br>1,900<br>9<br>—<br>0 | —<br>関係会社短<br>期貸付金<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— | —<br>1,900<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— |
| 子会社 | ㈱デジタルシフト                   | 東京都千代田区 | 100           | デジタルシフト事業 | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任<br>CMS取引                  | CMS資金貸借<br>(注1)<br>利息の支払<br>(注2)<br>資金の出資                                            | —<br>0<br>682                          | 関係会社<br>預り金<br>—<br>—                            | 226<br>—<br>—<br>—                       |
| 子会社 | ㈱コネクトム                     | 東京都千代田区 | 100           | デジタルシフト事業 | 100.00%<br>(一) | 資金の貸付                           | 資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取<br>(注2)                                                     | 350<br>350<br>0                        | 関係会社短<br>期貸付金<br>—<br>—                          | —<br>—<br>—<br>—                         |
| 子会社 | ㈱リテイギ                      | 東京都千代田区 | 10            | デジタルシフト事業 | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任<br>CMS取引                  | CMS資金貸借<br>(注1)<br>利息の受取<br>(注2)                                                     | —<br>1                                 | 関係会社<br>預け金<br>—                                 | 812<br>—<br>—                            |
| 子会社 | JOMYAKU(㈱)                 | 東京都千代田区 | 10            | デジタルシフト事業 | 100.00%<br>(一) | CMS取引                           | CMS資金貸借<br>(注1)<br>利息の受取<br>(注2)                                                     | —<br>0                                 | 関係会社<br>預け金<br>—                                 | 439<br>—<br>—                            |
| 子会社 | ㈱RePharmacy                | 東京都千代田区 | 10            | デジタルシフト事業 | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任<br>CMS取引                  | CMS資金貸借<br>(注1)<br>利息の受取<br>(注2)                                                     | —<br>0                                 | 関係会社<br>預け金<br>—                                 | 249<br>—<br>—                            |
| 子会社 | BIG1号<br>投資事業有<br>限責任組合    | 東京都渋谷区  | 4,150         | 金融事業      | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任                           | 分配金の<br>受取                                                                           | 440                                    | —                                                | —                                        |
| 子会社 | BIG SX1号<br>投資事業有<br>限責任組合 | 東京都渋谷区  | 404           | 金融事業      | 100.00%<br>(一) | 役員の兼任                           | 資金の出資                                                                                | 400                                    | —                                                | —                                        |

(注1) CMS (キャッシュ・マネジメントシステム) による資金貸借取引については、残高が随時変動するため、期末残高のみを記載しております。

(注2) 取引金額については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引先への債務に対して、債務保証を行っているものであります。なお、当該債務保証に対して保証料は受領しておりません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,329円58銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 95円20銭    |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社デジタルホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中山博樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伏木貞彦

### <連結計算書類監査>

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社デジタルホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山博樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伏木貞彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

株式会社デジタルホールディングス 監査等委員会

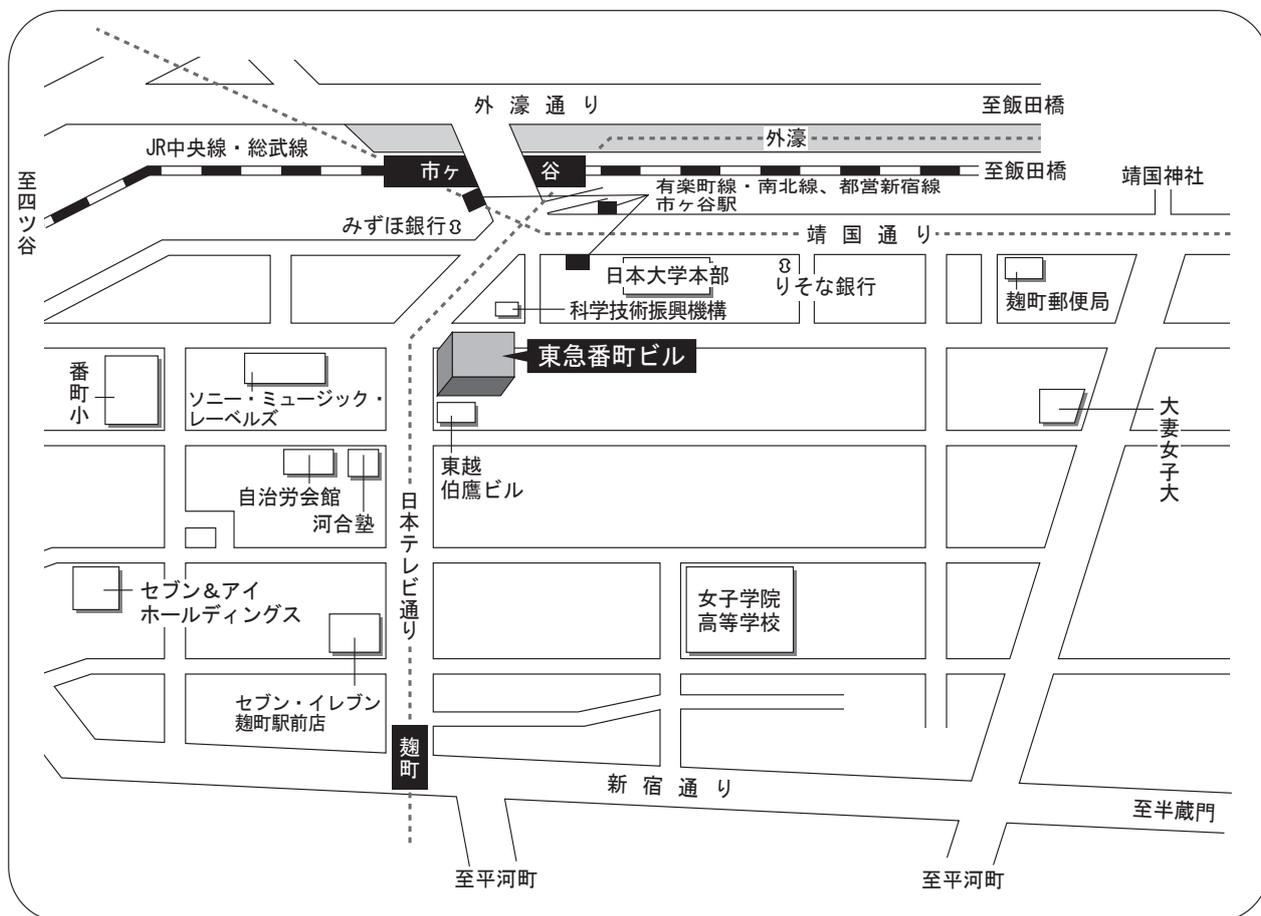
|                |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 監査等委員長<br>(常勤) | 岡 | 部 | 友 | 紀 | Ⓔ |
| 監査等委員          | 四 | 宮 | 史 | 幸 | Ⓔ |
| 監査等委員          | 山 | 本 | 昌 | 弘 | Ⓔ |
| 監査等委員          | 鍵 | 崎 | 亮 | 一 | Ⓔ |

(注) 監査等委員岡部友紀氏、四宮史幸氏、山本昌弘氏及び鍵崎亮一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル  
当社5階会議室



## 交通のご案内

- ・ JR中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分  
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線  
「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・ 東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分